

見積書提出依頼

令和3年1月12日(火)13:30

件名	首里住宅電灯改修工事
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	契約締結日 ~ 令和3年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	郵送及びメールでの提出も可能です(FAX不可)。下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。 なお、メールで提出する場合のメールアドレスは以下のとおりです。 kaikei-futan01@ogb.cao.go.jp
見積書提出期限	令和3年1月19日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官室 吉田
	TEL:098-866-0031(内線)82532
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 <ul style="list-style-type: none">提出日及び件名を記載する。宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。見積金額に消費税額(10%)を乗じた金額までを記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から40日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

- 工 事 名 首里住宅電灯改修工事
- 工 事 場 所 那覇市首里石嶺町1-62-3
- 工 期 契約締結日～令和3年3月31日
- 工 事 概 要
- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 外灯照明器具(水銀灯)のLED照明器具(昼白色)への取替。 | 16台 |
| 2 | 外灯の水銀ランプのLEDランプ(昼白色)への取替。 | 5個 |
| 3 | 支柱内漏電ブレーカの取替。 | 24個 |
| 4 | 支柱内電源ユニットの取付。 | 7個 |
| 5 | 支柱点検口蓋防水パッキン取替(取付)。 | 12カ所 |
| 6 | 支柱取替。 | 1本 |
| 7 | 詳細は外灯系統図並びに別表、改修一覧表によるものとし、上記工事に必要な配管・取付金具等資機材の取付及び廃材の処分を含む。 | |
- 一 般 事 項
- 1 工事は本仕様書によるほか、UR都市機構の「保全工事共通仕様書」(令和2年版)により施工する。
 - 2 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合はこれを優先して使用するよう配慮すること。
 - 3 本工事に際し、施工要領、工程等について監督職員と充分打合せを行う。また、疑義を生じた場合は速やかに監督職員と打合せを行う。
 - 4 入居者との日程調整は、宿舍管理人と十分打合せを行った上、請負業者により調整を行うこと。
 - 5 作業時間は、入居者及び近隣住民に迷惑をかけないように配慮することとし、概ね午前8時～午後6時までとし、日曜祭日は原則として作業を休むこととする。なお、細部については監督職員の指示による。
 - 6 本工事に起因する騒音、振動のほか、現場における安全対策等については、近隣住民及び首里住宅住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
 - 7 作業場・工事車両待機場・作業員休憩所等は本敷地内に設けて差し支えないが事前に当局と設置場所・工法等について協議すること。なお、工事終了後は速やかに後片付けのうえ原状に復すること。
 - 8 工事施工に起因して既存道路その他の工作物を損傷したときは、その都度監督職員の指示により速やかに修復等適切な措置をすること。
 - 9 工事完了後は清掃後片付けを行ない、工事発生材は関係法令に基づき、場外自由処分とする。

- 10 工事完了後、宿舍管理人に報告し、確認点検を必ず受け確認印を受領し、竣工届と併せて提出すること。
- 11 工事工程写真は工事種目毎に①資材搬入、②着工前、③施工中(各工事毎)、④完成時に撮影すること。
なお、撮影に際しては黒板または白板(ミニサイズ可)に住宅名、施工箇所、施工内容等をもれなく記入し撮影すること。

- 共 通 事 項
- 1 施工範囲は仕様書並びに別表、改修一覧表による。なお、記載の数量は参考数量とし実施数量による変更は行わない。ただし、施工範囲に増減が生じた場合は、この限りではない。
 - 2 工事の実施に先立ち、現場代理人を選任し所定の様式により現場代理人等通知書(経歴書、資格証明書添付)を監督職員に提出し確認を受けること。
 - 3 本工事の施工に必要なメーカーリスト、型式及び見本等はあらかじめ監督職員の承認を得ること。
 - 4 工事完了後は速やかに所定の様式により竣工届を工事工程写真と共に監督職員に提出し確認を受けること。
 - 5 工事竣工後、引渡しの日から1年間、工事目的物にかしがあるときは、かし修補をする。

- 実 施 条 件
- 1 本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

- 受注者の責務
- 1 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
※URL: <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiooryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

別表、改修一覧表

首里住宅 外灯 No.1～24

外灯番号	支柱種別	点検口	照明器具	ブレーカー	備考
No.1	支柱①(アーム)		100WLEDランプへ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付
No.2	支柱⑨		照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.3	支柱②(アーム)		照明器具③へ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付
No.4	支柱⑨		照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.5	支柱⑨		照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.6	支柱⑤(アーム)	蓋防水パッキン取付	100WLEDランプへ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付
No.7	支柱⑪		LED照明器具取替済	漏電ブレーカー取替	
No.8	支柱⑦	蓋防水パッキン取付	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.9	支柱⑨ 支柱取替		照明器具①へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.10	支柱⑧		LED照明器具取替済	漏電ブレーカー取替	
No.11	支柱⑨	蓋防水パッキン取替	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.12	支柱⑥	蓋防水パッキン取付	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.13	支柱③(アーム)	蓋防水パッキン取付	100WLEDランプへ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付
No.14	支柱③(アーム)	蓋防水パッキン取付	100WLEDランプへ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付
No.15	支柱⑨		照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.16	支柱⑧		LED照明器具取替済	漏電ブレーカー取替	
No.17	支柱⑥	蓋防水パッキン取付	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.18	支柱⑥	蓋防水パッキン取付	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.19	支柱⑥	蓋防水パッキン取付	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.20	支柱⑥	蓋防水パッキン取付	照明器具②へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.21	支柱⑧ 先端アダプタ①		照明器具①へ取替	漏電ブレーカー取替	支柱先端腐食部 切断
No.22	支柱⑩ 先端アダプタ②	蓋防水パッキン取付	照明器具①へ取替	漏電ブレーカー取替	
No.23	支柱③(アーム)	蓋防水パッキン取付	100WLEDランプへ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付
No.24	支柱④(アーム)		照明器具③へ取替	漏電ブレーカー取替	電源ユニット取付

【付記】

・照明器具取替①: NNY22680-LE9	小計	3台
・照明器具取替②: XY7566K-LE9	小計	11台
・照明器具取替③: H743(ランプ100WLED含む)	小計	2台
・100WLEDランプへ取替: LDTS29N-G	小計	5個
・電源ユニット取付: LE029045HSZ1/24-A1	小計	7個
・支柱先端アダプタ①取付: φ60.5⇒φ76.3	小計	1個
・支柱先端アダプタ②取付: φ48.6⇒φ76.3	小計	1個
・漏電ブレーカ取替: 2P2E 20A 15mA 200V	小計	24個
・点検口蓋防水パッキン取替(取付)	小計	12カ所
・支柱取替: YD3509HN	小計	1本

首里住宅 外灯引込盤

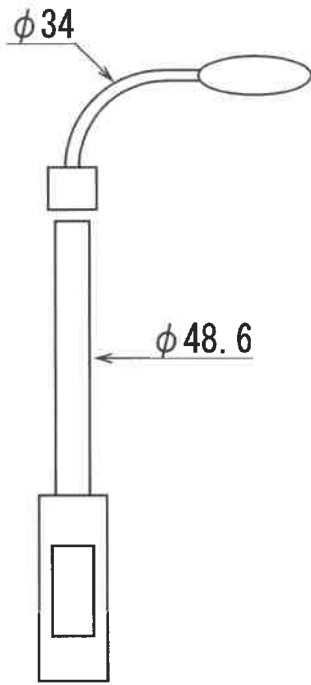
箇所	種別
3号棟 外灯引込盤	補修無し
4号棟 外灯引込盤	補修無し
9号棟 外灯引込盤	自動点滅器向け配管取替 ・電線管(VE22)「VE-22J4(1本)」、コネクタ「2K-22J(1個)」、ノーマルベンド「N-22J(1本)」、エントランスキャップ「MEC-22AJ(1個)」、サドル「S-22J(3個)」

【付記】

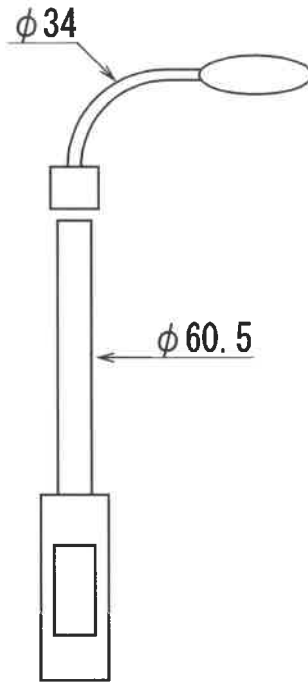
・VE電線管(VE22)「VE-22J4(4m)」、	小計	1本
・(VE22)コネクタ「2K-22J」、又は同等品	小計	1個
・(VE22)ノーマルベンド「N-22J」、又は同等品	小計	1本
・(VE22)エントランスキャップ「MEC-22AJ」、又は同等品	小計	1個
・(VE22)サドル「S-22J」、又は同等品	小計	3個

構内外灯支柱形状

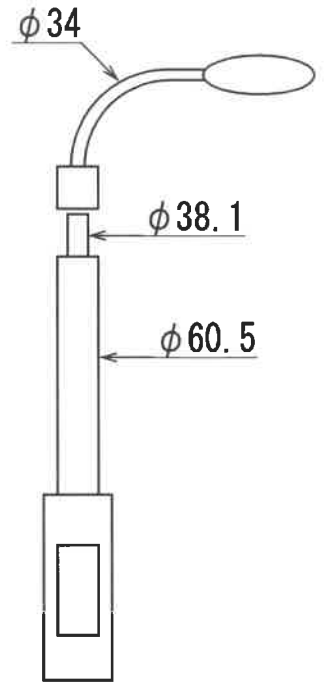
調査場所：首里住宅



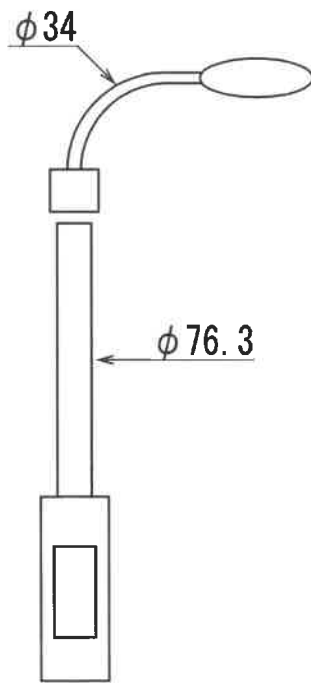
支柱①



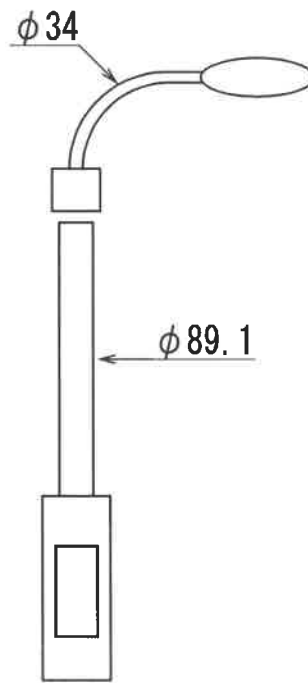
支柱②



支柱③



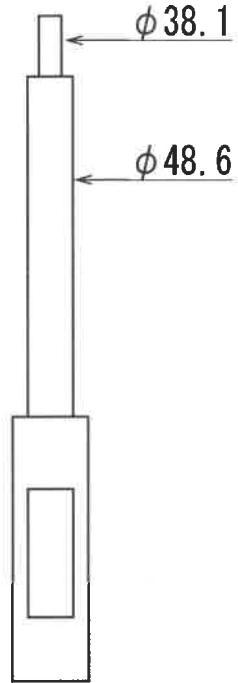
支柱④



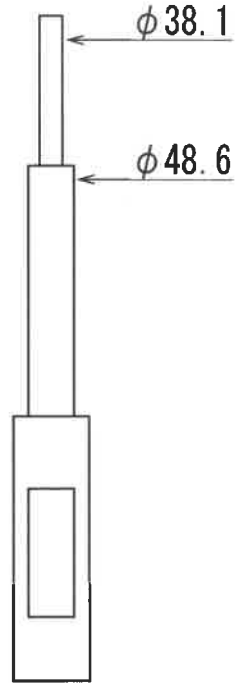
支柱⑤

構内外灯支柱形状

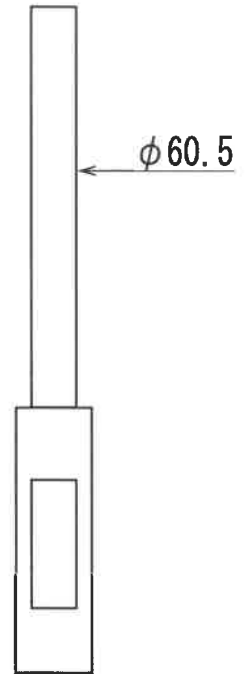
調査場所：首里住宅



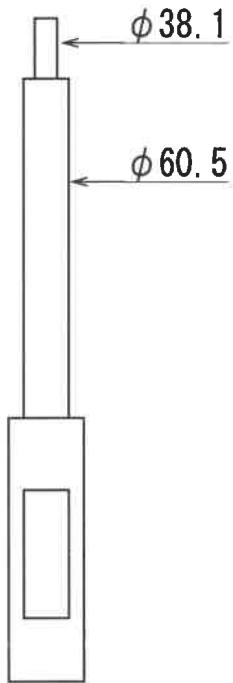
支柱⑥



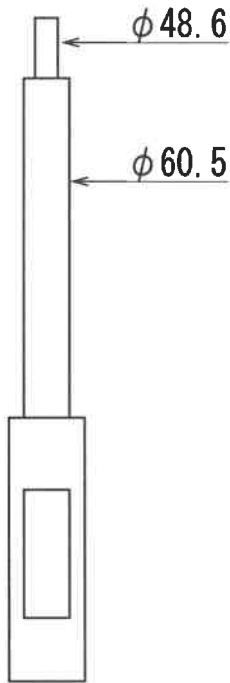
支柱⑦



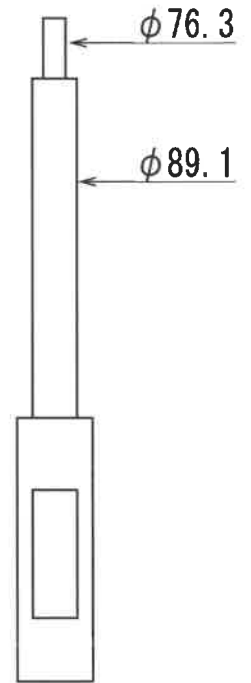
支柱⑧



支柱⑨



支柱⑩



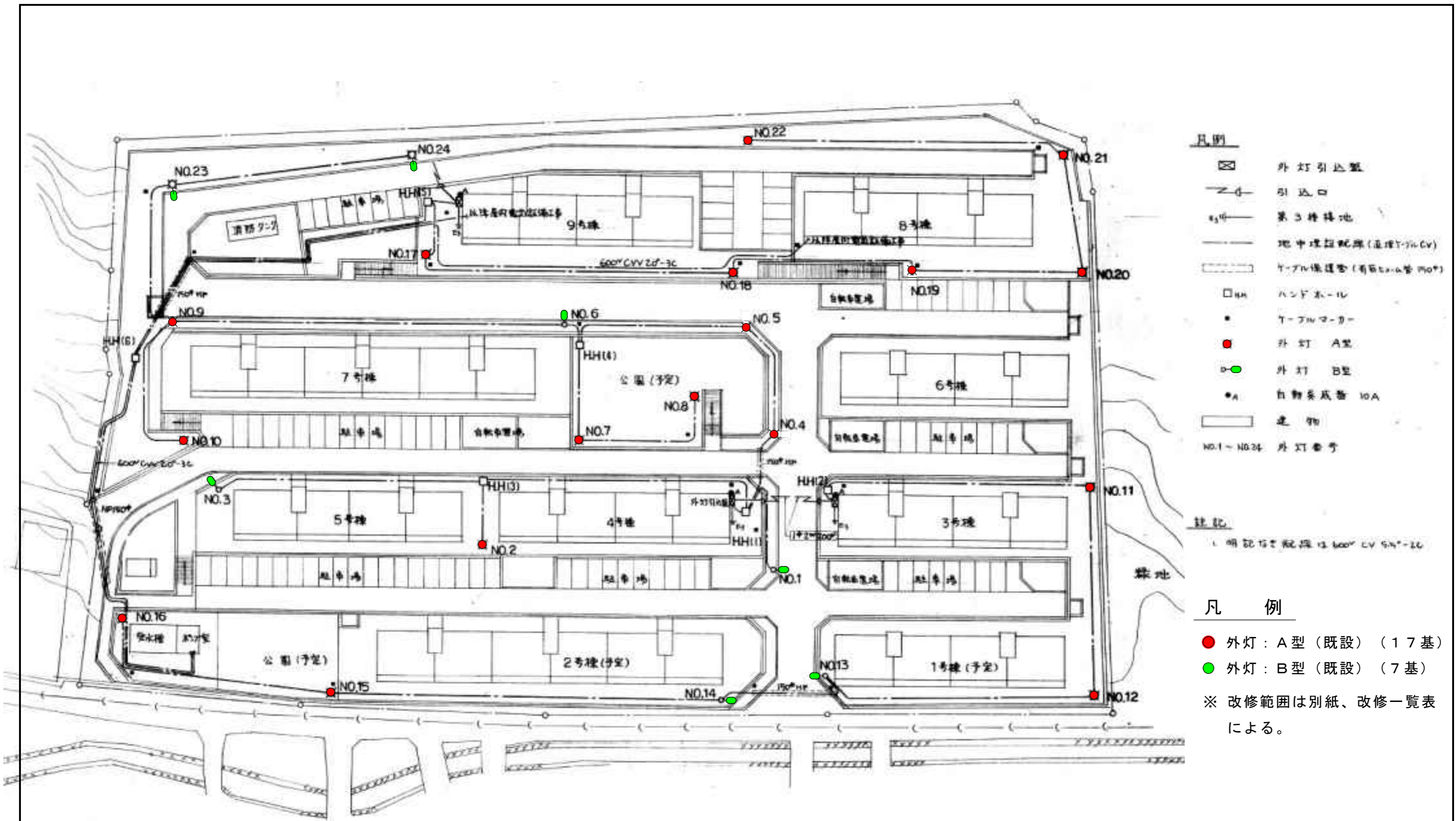
支柱⑪



首里住宅：那覇市首里石嶺町1-62-3

案内図 S=1/2,500

工事名称	首里住宅電灯改修工事	図番	1/3
図名	案内図	製作	令和2年12月
設計	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官		



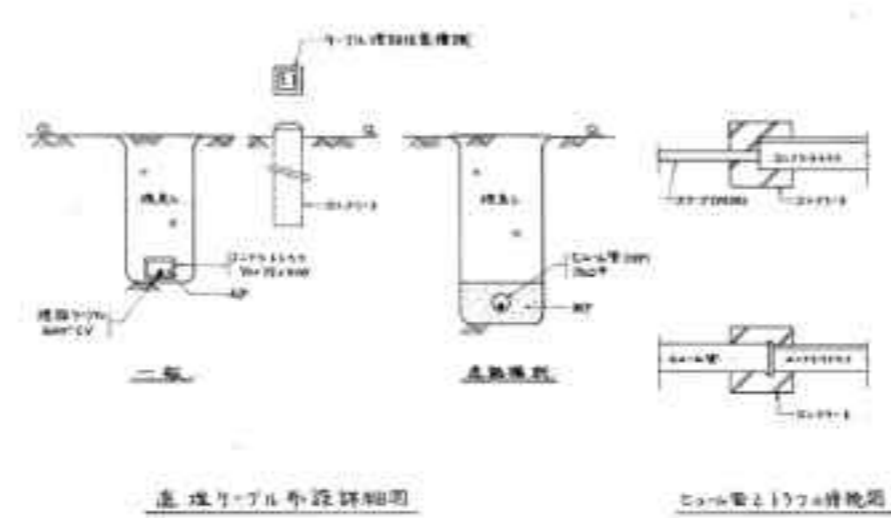
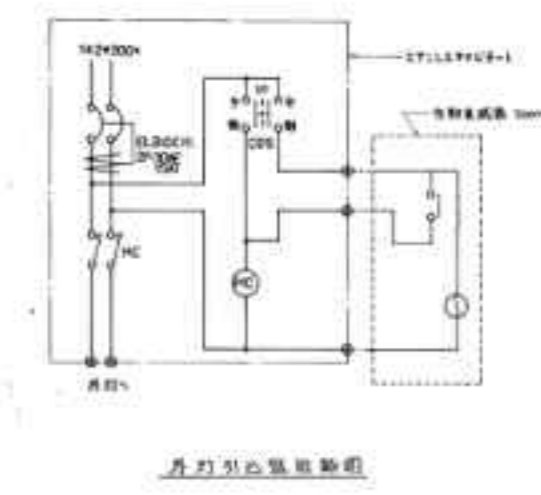
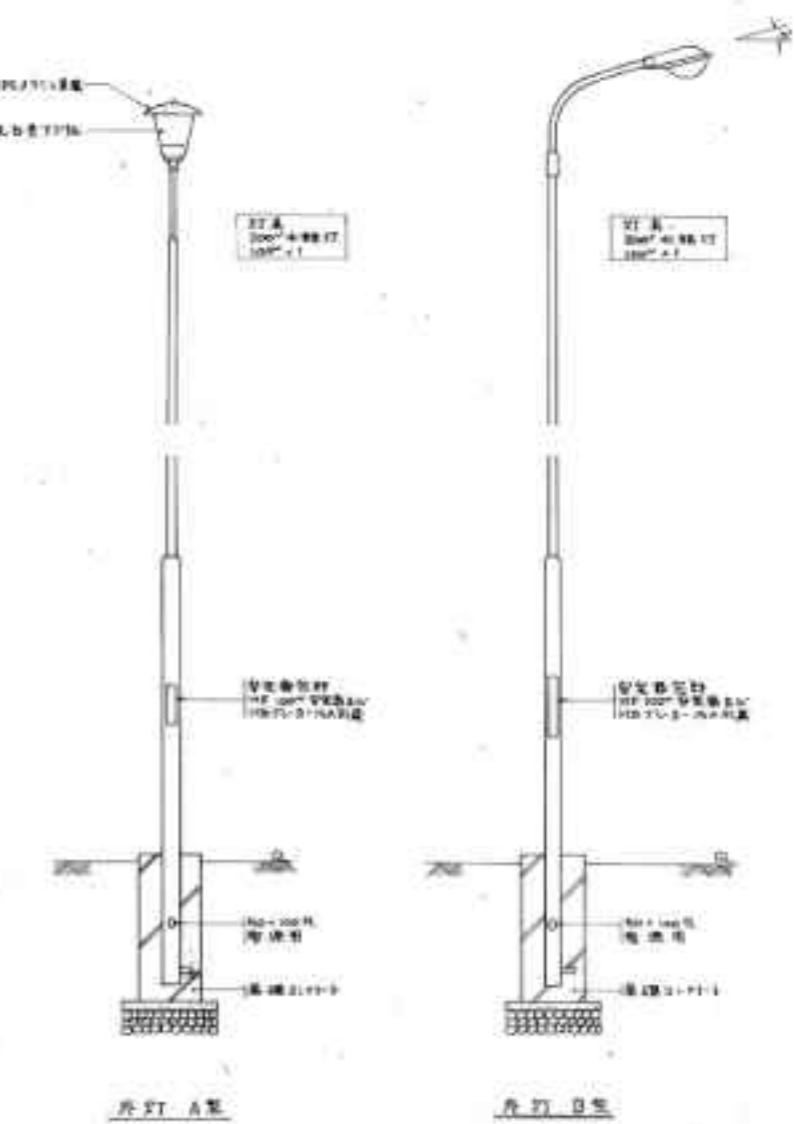
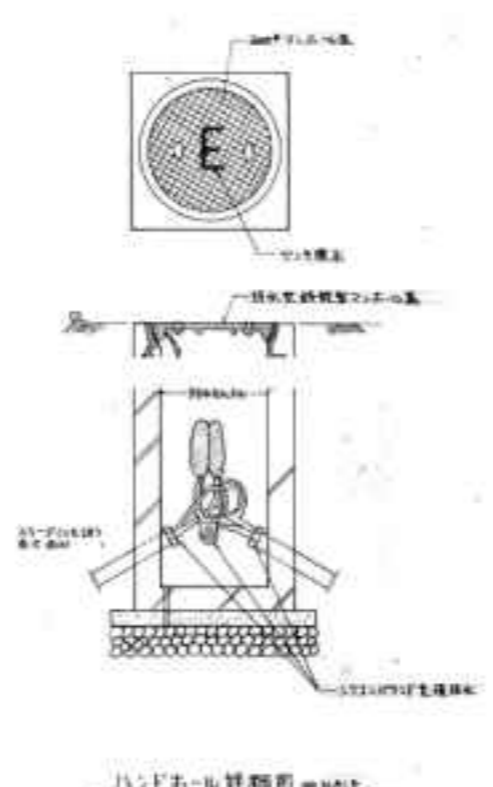
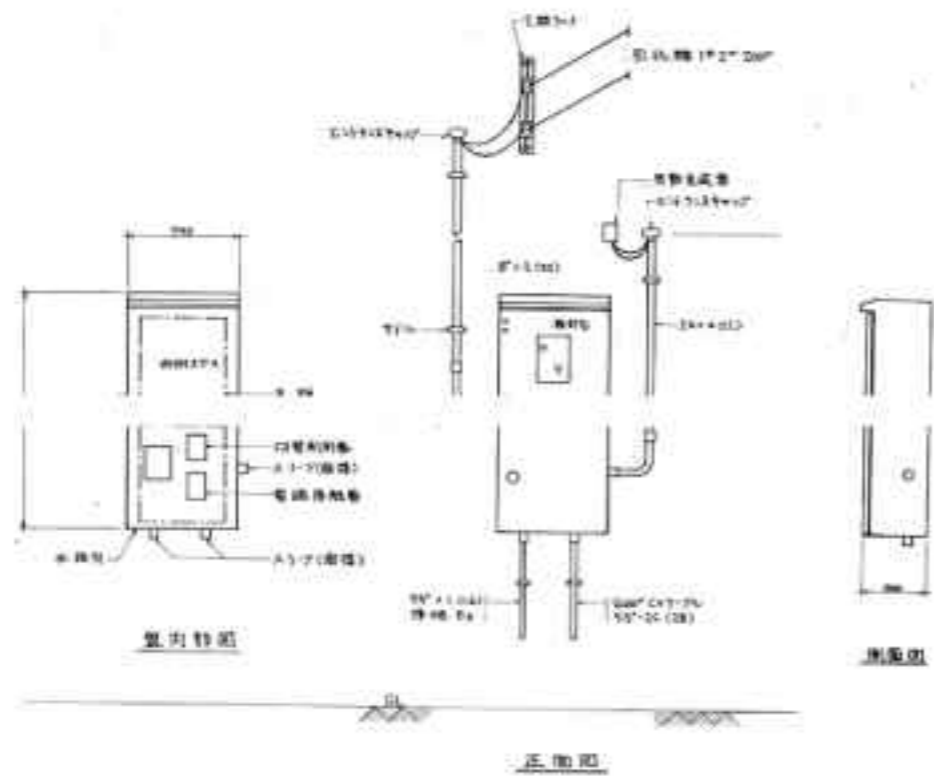
- 凡例
- ☒ 外灯引込盤
 - ≡ 引込口
 - ⋯ 第三種接地
 - 地中埋設配線(通理T-70-CV)
 - ⋯ Y-プル保護管(有筋E-60管 10φ)
 - HH
 - T-プルワーカー
 - 外灯 A型
 - 外灯 B型
 - A 自動検出器 10A
 - ▭ 建物
 - NO.1~NO.24 外灯番号

註記
 1. 明記した配線は 600φ CVV 21φ-3C

- 凡例
- 外灯：A型（既設）（17基）
 - 外灯：B型（既設）（7基）
- ※ 改修範囲は別紙、改修一覧表による。

外灯系統図 S=1/600

工事名称	首里住宅電灯改修工事	図番	2/3
図名	外灯系統図(参考図)	製作	令和2年12月
設計	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官		



外灯ほか詳細図 S=NOSCALE

工事名称	首里住宅電灯改修工事	図番	3 / 3
図名	外灯ほか詳細図 (参考図)	製作	令和2年12月
設計	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官		